

## かぎ預かり事業利用申込書 兼 かぎ預かり証

社会福祉法人  
京極町社会福祉協議会 会長 様

かぎ預かり事業を利用したいので次のとおり申し込みます。  
なお、事業の申込及び利用するにあたり、裏面記載の事項について全て同意します。

申請者 (本人)	ふりがな		男 ・ 女	生年 月日	大正 昭和 平成	年 月 日 ( 歳)
	氏名	印				
	住所	京極町				
	電話	(自宅)	(携帯)			
	世帯状況	ひとり暮らし ・ 夫婦世帯 ・ その他 ( )				
	特記事項					
(かぎ番号)		(かぎメーカー)				

緊急時連絡先	第1連絡先	ふりがな		(続柄)
		氏名		
		住所		
		電話	(自宅) (携帯)	
	第2連絡先	ふりがな		(続柄)
		氏名		
		住所		
		電話	(自宅) (携帯)	

## ◆協力機関◆

町内会長		電話	
福祉委員		電話	
民生委員		電話	
ケアマネジャー		電話	

## 【同意事項】

1. 申請していただいた利用情報（住所・氏名・緊急連絡先）について、実施区域内の以下の関係機関などに提供することに同意をいただきます。

- ① 申込者の居住地の町内会長・福祉委員
- ② 申込者を担当している民生委員児童委員
- ③ 京極町役場
- ④ 地域包括支援センター（65歳以上の方のみ）
- ⑤ 申込者を担当しているケアマネジャー（利用している場合のみ）
- ⑥ 京極駐在所
- ⑦ 羊蹄山ろく消防組合

2. 緊急時（※）と認識し、お預かりした鍵を使って家屋内に入る必要があると判断する、以下の目安について同意をいただきます。

また、緊急時には複数人（町内会役員、民生委員、警察署員などの協力員2～3名）で室内に入り安否確認を行うことに同意をいただきます。

- ① 新聞や郵便物がポストにたまっている。
- ② 洗濯物が何日も干しっぱなしになっている。
- ③ 部屋の電気が昼間も点きっぱなしの状態となっている。
- ④ 部屋の電気が夜になっても点かない状態が何日も続いている。
- ⑤ 夜通しテレビの音が聞こえているが、居住者の声や姿を見かけない。
- ⑥ 家屋内から助けを呼ぶような声が聞こえた。
- ⑦ 福祉サービス利用時（ヘルパーやデイサービス、配食サービスなど）に応答がない。
- ⑧ 遠方に住む親族から緊急の安否確認の要請があった時。

3. 当該事業において、次の事態が発生しても当該事業の実施に関わる一切の関係機関・個人は、いかなる責任も負わないことに同意をいただきます。

- ① 緊急時における安否確認の際に、申請者宅の器物（ドアのチェーン、窓ガラスなど）の補償責任
- ② 緊急時と判断し、家屋内に入ったが緊急時ではなかった時の責任
- ③ 利用者の安否

※当該事業でいう緊急時とは、申込者が普段と様子が違う状況が続き、外部よりチャイムや玄関の戸をたたくなどの呼びかけに対しても応答がないため、申込者が何らかの事情（病気や転倒など）で外部との連絡がとれない状況にあり、かつ緊急連絡先などに連絡をしても申込者の現状が確認できない場合をいう。